

平成20年9月9日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第486号難民の認定をしない処分取消等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成20年7月8日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告

同 代 表 者 兼 処 分 行 政 庁

裁 決 行 政 庁

処 分 行 政 庁

被 告 指 定 代 理 人

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

1 法務大臣が平成17年11月11日付けで原告に対してした、難民の認定をしない処分を取り消す。

2 東京入国管理局長が平成19年5月25日付けで原告に対してした、出入国管理及び難民認定法49条1項に基づく原告の異議の申出には理由がない旨の

裁決を取り消す。

3 東京入国管理局主任審査官が平成19年6月21日付けで原告に対してした、退去強制令書発付処分を取り消す。

#### 第2 事案の概要

本件は、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)国籍を有し、在留期限を越えて本邦に残留していた原告が、本邦において民主化運動を支援する目的で音楽グループを結成し演奏活動をしたことなどから、ミャンマー大使館から敵視されており、帰国した際には迫害を受けるおそれがある旨を主張して、難民の認定をしない処分、出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)49条1項に基づく原告の異議の申出には理由がない旨の裁決及び退去強制令書発付処分の各取消しを求めた事案である。

1 争いのない事実等(証拠等により容易に認められる事実は、末尾に証拠等を掲記した。)

##### (1) 原告の身分事項、入国・在留状況

ア 原告は、1968(昭和43)年 [REDACTED] にミャンマーにおいて出生した、ミャンマー国籍を有する外国人である。

イ 原告は、平成9年5月6日、東京入国管理局鹿島港出張所入国審査官から、上陸期間「1997年5月6日から同年5月13日まで」の乗員上陸許可を受けて本邦に入国したが、上陸期間を越えて本邦に不法に残留した。(乙3, 4, 7)

##### (2) 原告の難民認定手続及び退去強制手続

ア 原告は、平成16年5月25日に難民認定申請をしたが、法務大臣は、平成17年11月11日付けで難民の認定をしない処分をし(以下「本件不認定処分」という。)、原告はこれに対する異議の申立てをしたが、法務大臣は、平成19年1月25日、同異議の申立てには理由がない旨の決定をし、同年2月1日、原告にこれを通知した。

イ 東京入国管理局入国審査官は、平成17年2月16日、原告が法24条6号に該当する旨の認定をし、同局特別審査官は、平成19年5月18日、同認定は誤りがない旨判定したところ、原告は、同日、法務大臣に対し、法49条1項に基づく異議の申出をした。法務大臣から権限の委任を受けた東京入国管理局長は、同月25日、同異議の申出には理由がない旨の裁決をし（以下「本件裁決」という。）、東京入国管理局主任審査官は、同年6月21日、退去強制令書を発付した（以下「本件退令発付処分」という。）。(乙12, 16, 18, 19, 21)

## 2. 争点

本件の争点は、本件不認定処分、本件裁決及び本件退令発付処分の各取消原因の存否であり、その前提として、原告が法2条3号の2に規定する難民に該当するか否かが争われている。この点についての双方の主張は、概要、以下のとおりである。

### (原告の主張)

- (1) 原告は、日本に来た後、リバーという音楽グループに参加しており、同グループは、ミャンマーの民主化運動を讃える歌も歌っていたが、そのような活動を望まないメンバーもいたことから、原告は、民主化運動を支援する目的で、平成11年に自らリーダーとなってブラック・ローズという音楽グループを結成し、ドラム演奏を行っていた。
- (2) ブラック・ローズは、毎年、ミャンマー人の民主化組織が主催し、日本人やミャンマー人600ないし700人が訪れる水掛祭りやダディンジュ祭り（灯祭）に参加し、アウンサンスーチーの肖像が掲げられ民主化組織の名前が書かれたステージで、民主化を求める歌や民主化運動を讃える歌を歌った。ブラック・ローズは、このほかチャリティー・コンサートなどにも参加した。
- (3) 平成10年5月30日に、民主化組織の招待で、ノルウェーで難民認定を受けたミャンマー人歌手[REDACTED]が来日してチャリティー・コンサート

を行った際、リバーがそのバックバンドを務め、このときの交流が縁で、ブラック・ローズは、平成14年と平成18年に[REDACTED]が来日した際にバックバンドを務めた。これらのコンサートには、毎回、100人以上の観客が訪れた。

- (4) 原告の知人であるミャンマー人の[REDACTED]は、平成15年7月ごろ、ミャンマー人歌手を日本に招いてコンサートを開くことを計画し、ブラック・ローズにそのバックバンドを依頼した上、在京ミャンマー大使館にその旨の説明をしたところ、大使館から、ブラック・ローズのメンバーが大使館のブラックリストに載っているため上記歌手の招聘は認めないと通告された。そして、その後も折衝を続けたものの、平成16年2月ごろ改めて、ブラック・ローズが参加するなら上記歌手の招聘は認めないと拒否され、ブラック・ローズの参加を断念した。
- (5) 原告は、ブラック・ローズでの活動を通じて、NLD-LA（国民民主連盟・解放地域）と接触を持つようになり、平成15年12月にNLD-LAに入会し、以後、ワーキング・コミッティのメンバーとなり、組織化担当のオーガナイザーの一人として活動した。
- (6) 原告は、平成16年2月ごろ、本国の父から政治活動を戒める手紙を受け取り、その差出人となっていた友人の[REDACTED]に電話をしたところ、軍情報部と地元の地区責任者が原告の実家に来て、原告の演奏活動を撮影した写真を父に示して、原告に政治活動をさせるなと警告したことを知らされた。
- (7) このような事情から、原告は本国に帰国すれば迫害を受けるおそれがあり、難民に該当する。

### (被告の主張)

- (1) 上記（原告の主張）の(1)ないし(3)について、原告が平成16年3月以前に音楽活動をしていたこと、同月以降においても民主化運動を讃える歌を演

奏していたことを裏付ける客観的な証拠はない。また、原告の難民調査手続及び退去強制手続における供述を前提としても、原告は少なくとも平成14年5月20日以前は真摯な政治的意思に基づいて反政府活動を行っていたということはできず、水掛祭りやダディンジュ祭りで反政府的な曲を演奏するようになったのは平成15年以降で、反政府的な曲を2曲程度、それ以外の曲を5曲程度演奏するものであることからすれば、演奏活動を理由に本国政府から反政府活動家として積極的に関心を寄せられているとは考え難い。

(2) 上記（原告の主張）の(4)について、原告の主張を裏付ける客観的な証拠はなく、ミャンマー大使館から通告を受けた経緯について供述を委遷させ、原告の供述は信用できない。原告の供述によっても、平成15年7月以前は反政府的な曲を演奏することはなく、大使館が通告した後も、直ちに難民認定申請をせず、不法就労活動を継続して本国に多額の送金をしており、迫害を受ける恐怖を有する者の行動としては不合理である。

(3) 上記（原告の主張）の(5)について、原告は、難民認定申請をするのであれば、NLDの正式な会員になった方がよいと言われNLD-LA日本支部に加入したと供述しており、真摯な政治的意思に基づき加入したのではない。また、ワーキング・コミッティのメンバーは、入会后3か月を経過すれば就任する資格を得ることができ、原告の同支部における序列も平成16年が39番目、平成17年が45番目にすぎないのであるから、ミャンマー政府が殊更原告に関心を寄せているとは認め難い。

(4) 上記（原告の主張）の(6)について、原告が反政府的であるとみなされていることを知らせる手紙の宛先に原告の住所、本名や「(BLACK ROSE)」との記載があるのは不自然であり、原告が強い就労意欲を有していることからすれば、自己の難民性を偽装するために作出されたものである可能性は否定できない。また、原告の供述を前提としても、父への尋問が1回限りであることからすると、軍情報部が原告の本邦での活動に関心を寄せて

いる様子は窺われない。

(5) したがって、原告の主張はいずれも理由がなく、原告が難民に該当するとはいえない。

### 第3 争点に対する判断

1 法2条3号の2は、同法における「難民」とは、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）1条の規定又は難民の地位に関する議定書1条により難民条約の適用を受ける難民をいうとしているところ、難民条約1条A(2)及び難民議定書1条2項は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいるものであって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためその国籍国の保護を受けることを望まないもの及び常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」を「難民」というとしている。そして、ここにいう「迫害」とは、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって；生命又は身体の自由の侵害又は抑圧を意味し（難民条約33条1項参照）、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」というためには、当該人が迫害を受けるおそれがあるという恐怖を抱いているという主観的な事情のほか、通常人が当該人の立場に置かれた場合にも迫害の恐怖を抱くような客観的の事情が存在していることが必要であると解される。

(1) そこで、原告がそのような「難民」に該当するか否かについて、まず、原告の日本における音楽活動について検討する。

ア 原告は、ブラック・ローズの結成目的が民主化運動支援にあったと主張し、本人尋問において、ブラック・ローズは音楽活動と政治的活動の双方をするグループだと考えていた旨の供述をした。

しかしながら、原告が提出した陳述録取書（甲33）には、原告が民主化運動ないし反政府活動をしようと思ったのは、2003（平成15）年5月に起こったディペイン事件を契機としてである旨記載されているところ、これは、ブラック・ローズが結成された平成11年春（甲33）から4年以上経過した後のことである。そして、同陳述録取書によれば、そもそも原告は、本国で全国的に民主化運動が高まりをみせた1988（昭和63）年に、原告が通学していた高校の教師や友人らとともにデモに参加したことはあったものの、その後、特に民主化運動をしていたわけではなく、原告は、海外で稼働したいと考え、船員となるために研修を受け、試験を受けて、1994（平成6）年9月に船員手帳を取得し、正規の旅券を入手して、同年11月にミャンマーを出国したというのであって、もともと民主化運動に対する強い意識を有する者ではなかったことが推察される。

さらに、原告は、本人尋問において、ブラック・ローズの結成以前にリバーという音楽グループに参加したのは、ドラム演奏をするためであって特に政治的な音楽活動をするためではなかったと供述していること、退去強制手続の際、自分は音楽が好きで日本でも音楽活動をしていたところ知らず知らずのうちに民主化運動をしているグループの音楽活動にも参加してしまっていた旨の供述をしていること（乙7）、難民認定手続の際、自分が本当に好きな音楽をするために好きな仲間とともにバンドを組みたいと考え、ブラック・ローズを結成した旨を供述していること（乙28）、また、本件不認定処分に対する異議申立手続においても、ブラック・ローズ結成当時、メンバーには民主化運動支援を望まない者もあり、好きな音楽をやるということで結成した旨の供述をしていること（乙33）からすれば、ブラック・ローズの結成目的が民主化運動支援であったとは認めることができない。

イ また、ブラック・ローズの活動内容をみると、原告の陳述録取書（甲33）には、平成11年春にブラック・ローズを結成してから、LDB（ビルマ民主化連盟）が主催する水掛祭り（4月から5月）やNLD-LAが主催するダディンジュ祭り（10月ころ）に毎年のように参加して音楽演奏をし、さらに主にNLD-LAが主催するチャリティー・コンサートなどにも参加していた旨の記載があるが、前記のとおり、同陳述録取書（甲33）によれば、原告が民主化運動に参加しようと思ったのは、平成15年5月に起きたディペイン事件を契機としてであり、また、本件不認定処分に対する異議申立手続において、原告は、平成13、14年ころは政治についてよく分かっていなかったため、反政府的な曲を演奏することは余りなかったと供述している（乙33）のであって、ブラック・ローズが、祭りに参加して意識的に反政府的な曲を演奏するようになったのは、平成15年10月ころのダディンジュ祭り以降ということになる。

また、同じく乙33によれば、ブラック・ローズは、水掛祭りとダディンジュ祭りで年3回程度演奏し、他に4、5グループが出演するため、ブラック・ローズの演奏時間は1回、30分ないし40分程度であったとされている。

そして、祭り以外での活動をみると、原告の陳述録取書（甲33）には、平成13年4月29日と5月6日の[ ]のチャリティー・コンサートで、ブラック・ローズがそのバックバンドを務めた旨、また、平成15年9月にNLD-LA議長のウィンケットの依頼で、著名な米ミャンマー人女性歌手[ ]のチャリティー・コンサートを手伝った旨の各記載がある。しかし、[ ]のコンサートについて、原告は、本件不認定処分に対する異議申立手続においては、平成13年以降は有名な歌手とのチャリティー・コンサートに参加したことはないと供述しており（乙33）、仮に[ ]のコンサートを手伝ったとしても、主

たる役割を演じたとは認め難い。

このように、上記の原告の供述等を前提としても、原告はもともと民主化運動の推進者ではなく、ブラック・ローズを結成したのも民主化運動を支援する目的ではなく、その後の活動内容も、年に数回、民主化組織が主催する祭りに参加するものの、ブラック・ローズ以外にも4ないし5グループが参加し、ブラック・ローズの演奏時間は30分ないし40分程度であり、平成15年10月より前は反政府的な曲を演奏することは余りなく、同月以降も、7曲程度の演奏の中に反政府的な曲を2曲程度入れて演奏するという程度のものであり、そのほかは、平成13年4月と5月に、**■**が出演したチャリティー・コンサートのバックバンドを務めたり、**■**のコンサートの手伝いをしたりという程度のものであったということになる。

ウ そうすると、平成15年10月以降、年に数回程度、1回に30ないし40分、その中に2曲程度反政府的な曲を演奏するにすぎないブラック・ローズの音楽活動について、本国政府が、そのメンバーに対して迫害の対象として関心を抱くとはにわかに考え難く、他に、原告の音楽活動について、本国政府が民主化運動家あるいは反政府活動家であるとして強い関心を抱くと認めるべき事柄は見出し難い。

エ なお、甲27号証には、著名なミャンマー人のポップバンドのリーダーが逮捕された旨の記事が記載されているが、同人はタイに本拠を置く違法な全ビルマ学生連盟外交委員会（ABFSU-FAC）のコーミンナインと接触を行ったことが容疑とされているのであって、上記の活動内容を有するにすぎないブラック・ローズのリーダーであるからといって、原告に同様の迫害を受けるおそれがあるということとはできない。

(2) また、原告は、原告の知り合いのミャンマー人である**■**が、平成15年7月ころ、ミャンマー大使館から、ブラック・ローズ

のメンバーがブラックリストに載っているから、ブラック・ローズが参加するならミャンマー人歌手の招聘を認めないと言われ、重ねて平成16年2月ころにも、その旨通告を受けた旨主張する。

そして、原告の陳述録取書（甲33）には、平成15年8月に、**■**から、ブラック・ローズは反政府団体と関わりのあるグループなので、ブラック・ローズが参加するコンサートにミャンマーから歌手を呼ぶのを許可するのは難しいと大使館から言われたという話を聞いたこと、また、平成16年2月に、**■**が、以前ミャンマー大使にコンサートの企画書を出したとき、大使から、政治に関わっている原告及び**■**がブラック・ローズに加わっており、この二人がいるブラック・ローズはブラックリストに載っているからダメだと言われたとの各記載があり、さらに原告は、本人尋問において、平成16年2月に、**■**から、いろいろ努力してみたがブラック・ローズはブラックリストに載っているのでどうにもならず、正式にブラック・ローズが企画から外れたとの通告を受けた旨の供述をした。

しかしながら、かかる伝聞供述の信用性は特に慎重に吟味する必要があるところ、前記のとおり、そもそも原告の音楽活動は、本国政府が迫害の対象として関心を抱くとはにわかに考え難いものである上、原告の上記の各供述内容を裏付ける客観的な証拠はない。

そして、原告の供述等をみても、平成16年5月25日付け難民認定申請書（乙22）には、原告はブラックリストに名前が載っているとの報告を受けており罰せられるだろうと大使館の者から脅かされた旨の記載があり、原告が大使館関係者から直接通告を受けたというような認識を示しており、また、平成17年1月25日の退去強制手続での取調べの際には、平成16年4月に、ミャンマーから歌手を呼び寄せて日本でコンサートを開くため大使館に手続に行った際、大使館職員から、原告は反政府運動に関わっているか

ら、歌手を日本に呼び寄せる手続をすることはできない旨言われたと供述し(乙7)、大使館職員から直接原告に告げられた旨の認識を示している。他方、同年7月1日付け申立書(乙23)には、原告は、同年3月には、●からミャンマーの大使による脅威について連絡を受けた旨の記載をし、平成17年7月14日の難民認定手続における調査(乙28)では、平成15年7月に●から、ブラックリストに載っている旨話を聞いたと供述し、平成18年6月21日の難民不認定処分に対する異議申立手続の審尋(乙33)においては、平成15年8月に●から、ブラック・ローズの演奏でコンサートをを行うのは無理だと言われた旨供述している。

このように、ブラック・ローズがミャンマー大使館のブラックリストに載っており、ブラック・ローズがバックバンドでは歌手の招聘が難しいと言われたことに関する原告の供述は、その通告を受けた時期や内容はもとより、大使館職員が直接原告に告げたのか、●に話したのかという基本的な点についても変遷しているのであって信用することができず、また、そもそも、前記のようにブラック・ローズが各種祭りで反政府的な演奏を意識的に行うようになったのは、平成15年10月ころのダディンジュ祭り以降であるから、同年7月の段階で、ミャンマー大使館のブラックリストに掲載されているとは考え難い。

そして、他に、ミャンマー大使館職員から、ブラック・ローズのメンバーがブラックリストに載っていることを知らされた旨の原告の主張を裏付ける証拠はない。

- (3) さらに、原告は、平成15年12月にNLD-LAに入会し、以後、ワーキング・コミッティのメンバーとなり、組織化担当のオーガナイザーの一人として活動した旨を主張し、これに沿う証拠(甲16の1、2、甲17の1、2)を提出した。

しかし、原告の入国管理局の担当官に対する供述(乙28)によれば、原告は平成15年8月に、NLD-LA議長のウィンケツから、難民認定申請をするのであればNLDの正式な会員になった方がよいと言われ、同年10月ころにNLD-LAに入会申込みをしたというのであり、本人尋問においても、原告がNLD-LAでやりたかった活動として供述する内容はあいまいである上、結局のところ音楽活動をするということに尽きるのであって、原告が真に民主化運動、反政府活動をするために入党したものであるかは、疑問である。そして、証拠(乙28、34、36、37)によれば、ワーキング・コミッティのメンバーは、入会后3か月経過すれば就任する資格を得ることができる上、原告のNLD-LA日本支部における序列も、平成16年の時点で39番目にすぎないことが認められるから、このような原告のNLD-LAにおける活動を理由に、本国政府が迫害の対象として原告に関心を抱くとは考え難い。

- (4) このほか原告は、平成16年2月ころ、本国の父から政治活動を戒める内容の手紙を受け取り、軍情報部の人が実家に来て原告に政治活動をさせるなどと警告したことを知らされたことと主張し、原告の陳述録取書(甲33)や本人尋問の供述にも同旨の内容がある。

しかし、証拠(乙26添付資料)によれば、原告が、本国にいる父親から原告に対する書簡であるとして提出した紙には、原告が行っている日本でのデモ活動のために軍情報部が実家に来たことや、手紙は実家の住所宛には出さないことなどの警告をする内容が記載され、その封筒には、原告の本名、住所に加えて、「(BLACK ROSE)」と記載されていることが認められるが、そのような警告の手紙の封筒に、原告の日本での住所と本名を記載し、さらに、あえて「(BLACK ROSE)」と付記し、殊更ミャンマー政府や軍情報部に注意喚起させて、原告の所在地を明らかにするような記載をすることは不自然であるといわざるを得ない。

そして、原告の音楽活動が、本国政府から迫害の対象として関心を抱かれるとはにわかに考え難いことは前記(1)のとおりであるところ、証拠(甲33, 乙7, 15, 23, 27, 28, 原告本人)によれば、原告が本国を出国し、本邦に入国したのは就労が目的であり、現実に本邦入国後、不法就労に従事した上、平成16年末までに本国の両親に約120万円を送金したほか、自らも相当額の蓄えを有していたことが認められることからするならば、上記の手紙は、原告に在留資格を得させるために作出されたものであるとの疑いが払拭できず、これをそのまま信用することは到底できないのであって、他に、ミャンマーの軍情報部の人間が原告の実家に来て、原告に政治活動をさせるなど警告したという原告主張の事実を認めるに足りる証拠はない。

(5) 以上のほか、本件全証拠を勘案しても、原告について迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有することを認めることはできず、原告が難民に該当するとはいえない。

## 2 本件不認定処分の適法性について

前記1のとおり、原告は難民に該当するとはいえず、他に本件不認定処分が違法であることを窺わせる事実は存在しないから、本件不認定処分は適法である。

## 3 本件裁決及び本件退令発付処分の適法性について

前記争いのない事実等(第2の1(i)イ)記載のとおり、原告は上陸期間を越えて本邦に不法に残留した者であり、法24条6号に該当し当然に退去強制されるべき地位にある。

これに対し原告は、難民である原告をミャンマーに送還することはノンルフールマン原則に反するものであり、本件裁決に際しては原告に在留特別許可をする以外に選択肢はなかったのに、本件裁決は原告が難民に該当することを看過してされた違法なものであり、これを前提とする本件退令発付処分もまた違法である旨を主張するが、前記1のとおり原告は難民に該当するとはいえず、

他に本件裁決及び本件退令発付処分が違法であることを窺わせる事実は存在しないから、これらはいずれも適法である。

## 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定 塚 誠

裁判官 中 山 雅 之

裁判官 佐々木 健 二

(別紙) 代理人目録

原告訴訟代理人弁護士

近藤博徳	梓澤和幸	伊藤和夫	板倉由実	伊藤敬史	井村華子
岩重佳治	打越さく良	大川秀史	猿田佐世	島菌佐紀	白鳥玲子
鈴木 眞	鈴木雅子	曾我裕介	田島 浩	高橋太郎	高橋ひろみ
高橋 融	濱野泰嘉	原啓一郎	樋渡俊一	福地直樹	水内麻起子
村上一也	毛受 久	山口元一	山崎 健	渡邊彰脩	

被告指定代理人

川勝庸史	高崎 純	椎名友美	壽 茂	西川義昭	江田明典
亀田友美	津留信弘	小田切弘明	加藤慎也		

以 上

これは正本である。

平成 20 年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 本 彦 英

